

所沢市議会会議規則の一部を改正する規則

所沢市議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第2章第1節中第92条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第92条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第115条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第126条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第138条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により説明を求められた紹介議員は、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。